

杉並区児童養護施設退所者等応援基金の設置について

「児童養護施設退所者等への支援事業」に寄せられる、ふるさと納税制度の利用により収受した寄附金について、区民等の寄附目的である退所者等の社会的自立支援に最大限活用できるよう、「杉並区児童養護施設退所者等応援基金」を設置することとしたので報告します。

1 基金設置の背景

- 令和6年4月から、ふるさと納税による寄附金を活用した「児童養護施設退所者等への支援事業」を開始し、児童養護施設退所者等が自立する際にかかる費用の負担軽減に取り組んでいる。
- 令和6年度は、多くの区民から寄附が寄せられたものの、令和6年4月の改正児童福祉法により、原則18歳、最長22歳で退所するという年齢制限が撤廃され、個別の状況に応じて入所を継続し必要な援助を行うこととなったことから、退所者等への助成実績は寄附金より少ない結果となった。
- 児童養護施設等への入所理由は、虐待であることも多く、退所者等が抱える課題は多様であることから、自立は長期的な計画に基づいて準備されるものであるため、基金を設置し安定的に事業を実施していく必要がある。
- ふるさと納税による寄附者の思いに的確に応えるとともに、更なる寄附金を確保するためには、寄附金による基金を設置し、その趣旨や活用状況等について広く周知する必要がある。

2 基金の名称

杉並区児童養護施設退所者等応援基金

3 基金の概要

(1) 設置目的

杉並区内の施設で育った退所者等（区児童相談所設置後は、区が措置した退所者等を含む）の自立した生活を送るための費用を助成すること。

(2) 積立額及び運用

- ・積立額は基金の設置目的のための寄附金を主な原資として、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。
- ・基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上してこの基金に編入する。

(3) その他

改正児童福祉法により、社会的養護経験者の支援の充実が図られたところであるが、社会情勢の急激な変化等により退所者等の自立はさらに困難となっており、基金の積立額を踏まえながら、支援の拡充を検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年 10月 条例施行

区民等へ周知開始